

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 生涯学習文化課
委託業務番号	令和4年度 長生第1号
委託業務名称	長浜市文化芸術振興事業
委託業務場所	長浜市大島町37番地ほか
業務の概要	長浜市民が文化芸術に親しむ機会を提供し、また、市民の文化芸術の創作・発表機会の充実を目的とした、質の高い事業の実施と効率的で円滑な事業推進を図る。
履行期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	11,187,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 滋賀県長浜市大島町37番地 [商号又は名称] 長浜市民芸術文化創造協議会 会長 西村 利夫
契約相手方の選定理由	長浜市民芸術文化創造協議会は、文化芸術活動や事業実施のイベントノウハウを豊富に有する市内の文化ホール指定管理者や文化活動団体で構成されており、行政よりも効率的かつ効果的な事業実施にも対応できる能力を有している。これらから本市域で文化事業を提供するための連携が図れ、情報発信を行うことで広く市民に還元することができるため、同協議会と随意契約するもの。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>